# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。 令和3年6月16日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

# 1 業務内容

(1) 業務名

令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運営業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県内一円

(5) 事業予算額

4,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成 29 年広島県告示第 376 号 (平成 30 年から令和 3 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等[令和 2 年度広島県告示第 742 号により一部改正]) によって,「16D イベント」又は「16E 研修等」の資格を認定されている者 (参加資格確認申請期限 (令和 3 年 6 月 25 日 (金))までに当該資格を認定されている者)であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 県内に本店、支店、支社、営業所等を有し、県との連絡・調整等に迅速な対応が可能な者であること。
- 3 公募型プロポーザル手続等
- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所,交付期間及び入手方法

### ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課(広島県庁東館3階)

電話(082) 513-3419(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和3年6月16日(水)から令和3年6月25日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時までの間、随時交付する。ただし、令和3年6月25日(金)については午後3時までの交付とする。

### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取り、郵送による請求、又は広島県ホームページ「入札契約情報」(トップページの「入札・契約等」)からのダウンロードにより入手すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

# ア 参加資格確認申請

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザル に参加することができる。

#### イ 提出先

上記(1)アの場所

### ウ 提出期限

令和3年6月25日(金) 午後5時

### 工 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

## オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和3年6月28日(月)に通知する。

### (3) 提案書の提出期限及び提出方法

### ア 提出先

上記(1)アの場所

### イ 提出期限

令和3年7月2日(金) 午後4時

## ウ 提出方法

持参又は郵送等による。

ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

### 4 最優秀提案者の決定

#### (1) 審查方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和3年度子育で世代向け合同 企業説明会運営業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀 提案者として決定する。

#### (2) 提案書評価基準

評価項目については、令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運営業務提案書作成要領に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

### (3) 結果の通知

審査終了後,令和3年7月8日(木)に提案者全員に対し通知する。

### 5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また,最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては,次点の提案として評価した者と協議の上 契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書 等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運営業務公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課(広島県庁東館3階)

電話: (082) 513 - 3419(ダイヤルイン) ファクシミリ: (082) 222 - 5521

電子メール: syokaikaku@pref. hiroshima. lg. jp